

国会公契第 4 6 号  
国官技第 3 1 6 号  
国北予第 6 3 号  
令和 3 年 3 月 2 4 日

各地方整備局総務部長 殿  
                                企画部長 殿  
北海道開発局事業振興部長 殿

大臣官房  
                        会 計 課 長  
                        技術調査課長  
北海道局  
                        予 算 課 長

#### 施工者と契約した第三者による品質証明の試行の延長について

工事における品質確保体制の強化及び出来高に応じた円滑な支払いを図るため、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について」（平成 25 年 2 月 28 日付け国地契第 73 号、国官技第 245 号、国北予第 46-2 号）に基づき、施工者と契約した第三者が施工プロセス全体を通じて工事实施状況等を確認する試行に取り組んできたところである。また、「発注関係事務の運用に関する指針」（令和 2 年 1 月 30 日改正）において、発注者は、工事中の施工状況の確認や適切な技術検査・工事成績評定等に当たり、第三者による品質証明制度の活用を努めることとされたところである。

これらを受け、当該試行を継続することとし、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について」の一部を下記のとおり改正したので、遺漏なきよう措置されたい。

#### 記

1. 附則第 2 項を次のように改める。
  - 2 この通知は、令和 5 年 3 月 31 日をもって、その効力を失う。ただし、令和 5 年 3 月 31 日までに入札手続を開始した工事については、なお従前の例による。
2. 別添「施工者と契約した第三者による品質証明 実施要領」第 10 1. 中「第 34 条」を「第 35 条」に改める。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から適用する。